在学生・保証人の皆様

國學院大學 学長 針本 正行

休学制度の改正について

本学では、休学者の負担軽減のため学則第79条第2項ただし書きに基づき、「休学者に対する授業料等減免規程」を定めて、病気療養や留学、出産や育児、経済的理由等に応じ、休学期間が通年の場合は授業料・維持運営費の全額及び施設設備費の半額、休学期間が半期の場合はその半額を減免する制度を運用してきました。

これまで、上記の規程に当てはまらない場合には、授業料等の減免が難しいケースがありましたが、この度、学則の一部を改正して「休学者に対する授業料等減免規程」を廃止し、休学の理由を問わず授業料等を免除できる制度にあらためました。

この休学制度の見直しに伴い、令和5年度より、休学時学費の取扱いを下記のとおり変更します。

記

休学の理由を問わず休学期間にかかる授業料等の全額を免除し、「休学在籍料(休学が通年にわたる場合には 10 万円、半期の場合には 5 万円)」を納入いただきます。この変更は、すでに入学されている在学中の学生にも適用されます。

(参考:國學院大學学則一部改正新旧対照表)

(参考:國學阮人學予則一部以止新旧为照表)	
改正	現 行
改正 令和 4 年 10 月 20 日	
(略)	(略)
第71条 病気、留学その他の事由により、引続き3カ月以上欠席しようとする者は、保証人連署の上願い出て、休学することができる。病気による休学願には医師の診断書を添えなければならない。 (削る)	第71条 病気 <u>その他のやむを得ない</u> 事由により、 引続き 3 カ月以上欠席しようとする者は、保証 人連署の上願い出て、休学することができる。病 気による休学願には医師の診断書を添えなけれ ばならない。 2 前項の事由が消滅したときには、直ちに復学願 を提出しなければならない。
(略)	(略)
第79条 既納の学費、考査料、転部・転科料等は	第 79 条 既納の学費、考査料、転部・転科料等は

返戻しない。 返戻しない。 2 学費は休学する場合においても納めなければ (削る) ならない。ただし、別に定めるところにより減免 することができる。 (略) (略) 第75条 別表 (令和5年度) 第75条 別表(令和4年度) (略) (略) 備考 備考 1 第 71 条による休学者については、休学期間が (新設) 1年の場合には、授業料、施設設備費及び維持運 営費の全額を免除し、休学期間が前期又は後期 の場合には、授業料及び施設設備費の半額、維持 運営費の全額を免除する。ただし、次のとおり休 学在籍料を納めるものとする。 イ 休学期間が1年 100,000 円 ロ 休学期間が前期又は後期 50,000円 (略) (略) 附則 この学則は、令和5年4月1日から施行する。